

野菜生産出荷安定法等関係法令集

一	野菜生産出荷安定法関係						
(1)	野菜生産出荷安定法					
(2)	野菜生産出荷安定法施行令					
(3)	野菜生産出荷安定法施行規則					
		1	1	1	1	1	
二	独立行政法人農畜産業振興機構法関係						
(1)	独立行政法人農畜産業振興機構法					
(2)	独立行政法人農畜産業振興機構法施行令					
(3)	独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則					
		21	21	21	21	21	
三	独立行政法人通則法関係						
(1)	独立行政法人通則法					
(2)	独立行政法人通則法					
(3)	独立行政法人農畜産業振興機構法					
		37	37	37	37	37	
		独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令					
		37	37	37	37	37	

一 野菜生産出荷安定法関係

野菜生産出荷安定法
(昭和四十一年法律第二百三号)

第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、主要な野菜について、一定の生産地域におけるその生産及び出荷の近代化を計画的に推進するための措置を定めるとともに、その価格の著しい低落があつた場合における生産者補給金の交付、あらかじめ締結した契約に基づきその確保を要する場合における交付金の交付等の措置を定めることにより、主要な野菜についての当該生産地域における生産及び出荷の安定等を図り、もつて野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定に資することを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において「指定野菜」とは、消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜であつて、その種類、通常の出荷時期等により政令で定める種別に属するものをいう。

第一条 野菜生産出荷安定法（以下「法」という。）第二条の政令で定める種別に属する野菜は、次の表の上欄に掲げる野菜の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる種別に属するもの並びにたまねぎ、ばれいしょ及びほうれんそうとする。

(指定野菜)

野菜の種類	種別
キヤベツ	
きゅうり	
さといも	
だいこん	

野菜生産出荷安定法施行規則
(昭和四十一年農林省令第三十六号)

野菜生産出荷安定法施行令
(昭和四十一年政令第二百二十四号)

野菜生産出荷安定法施行規則
(昭和四十一年農林省令第三十六号)

ねぎ	トマト	秋 冬 だいこん (十月から翌年三月まで) を主な出荷時期として生産されるだいこんをいう。)
春ねぎ (四月から六月まで)	夏秋トマト (七月から十一月まで) を主な出荷時期として生産されるトマトをいう。)	冬春トマト (十二月から翌年六月まで) を主な出荷時期として生産されるトマトをいう。)
主な出荷時期として生産され	なす	夏秋なす (七月から十一月まで) を主な出荷時期として生産されるなすをいう。)
う。)	にんじん	冬春なす (十二月から翌年六月まで) を主な出荷時期として生産されるなすをいう。)
う。)	春 夏にんじん (四月から七月まで) を主な出荷時期として生産されるにんじんをいう。)	秋にんじん (八月から十月まで) を主な出荷時期として生産されるにんじんをいう。)
う。)	トマト	秋 冬 だいこん (十月から翌年三月まで) を主な出荷時期として生産されるだいこんをいう。)

第二章 需要及び供給の見通し

(需要及び供給の見通し)

冬レタス（十一月から翌年三月までを主な出荷時期として生産されるレタスをいう。）

第三条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、指定野菜の需要及び供給の見通しをたて、これを公表しなければならない。

第二条 法第三条第一項の指定野菜の需要及び供給の見通しは、指定野菜の種類ごとに区分して、おおむね四年後から五年後までの一年間のうち次の表の上欄に掲げる種類の指定野菜にあつてはその種類に応じそれぞ同表の下欄に掲げる時期区分の各期間、さといもにあつては六月から翌年三月までの期間のものにつきたてるものとする。

指定野菜の種類	キヤベツ	時期区分
すり、トマト及びなす	四月から六月まで 七月から十月まで 十一月から翌年三月まで	七月から十月まで 十一月から翌年三月まで 十二月から翌年六月まで
きゅうり、トマト及びなす	四月から六月まで 七月から九月まで 十月から翌年三月まで	七月から十一月まで 十二月から翌年六月まで
だいこん、いんじん	四月から十月まで 十一月から七月まで 八月から三月まで	四月から十月まで 十一月から翌年三月まで
はくさい	一月から六月まで 七月から九月まで 十月から十二月まで	一月から三月まで 八月から三月まで
にんじん	四月から十月まで 十一月から翌年三月まで	四月から十月まで 十一月から翌年三月まで
たまねぎ	四月から十月まで 十一月から七月まで	四月から十月まで 十一月から七月まで
んそう	四月から十月まで 十一月から七月まで	四月から十月まで 十一月から七月まで

レタス	ピーマン	はくさい	にんじん	たまねぎ	んそう
四月及び五月	六月から翌年五月まで	七月から九月まで	六月から十二月まで	一月から十月まで	四月から十月まで
六月から十月まで	十一月から翌年三月まで	十月から翌年五月まで	十一月から十月まで	五月から三月まで	十一月から七月まで
十一月から翌年三月まで					

2 農林水産大臣は、前項の需要及び供給の見通しをたてるため必要があるときは、関係都道府県知事に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

3 農林水産大臣は、第一項の需要及び供給の見通しをたてようとするときは、学識経験を有する者の意見を聽かなければならぬ。

第四条 農林水産大臣は、指定野菜の種生産出荷近代化計画

第三章 野菜指定産地の指定及び

（野菜指定産地の指定）

農林水産大臣は、指定野菜の種

二 その区域内で生産される当該指定野菜についての共同出荷組織その他の出荷に関する条件が、農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

第二条 法第四条第一項第二号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。
一 その区域内で生産される当該指定野菜（以下「区域内指定野菜」という。）でその出荷が共同出荷組織又は法第十一条第一項の登録を受ける資格を有することとなる生産者（以下「大規模生産者」という。）により行われるものとの数量の合計の区域内指定期野菜の出荷数量に対する割合が三分の二

別ごとに、その区域内で当該指定野菜の出荷が行われる一定の生産地域であつて、その出荷の安定を図るために当該指定野菜の集団产地として形成する必要と認められるものを野菜指定産地として指定することができる。
前項の規定による指定は、その区域が合理的な当該指定野菜の集団产地として形成のために必要な次に掲げる要件のすべてを備える場合において、するものとする。

一 その区域内の当該指定野菜の作付面積が、農林水産省令で定める面積に達しているか、又はこれに達する見込みが確実であること。

（野菜指定産地の指定の基準）		
第一条	野菜生産出荷安定法（以下「法」という。）第四条第二項第一号の農林水産省令で定める面積は、次の表の上欄に掲げる法第二条の指定野菜（以下「指定野菜」という。）の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	
指定野菜の種類	面積	
キヤベツ、さとうりも、だいこん、たまねぎ、にんじん、ねぎ、はくさい、ねばれいしよ、ほうれんそう及びレタス	二十ヘクタール	
トマト、なす及びピーマン	一	野菜生産出荷安定法施行令（昭和四十一年政令第二百二十四号）第一条の夏秋きゅうり、

その区域が既に当該指定野菜の種別以外の指定野菜の種別（以下「他の種別」という。）に係る野菜指定産地として指定されているか、又はその区域を同時に他の種別に係る野菜指定産地としても指定しようとするものである場合における前項の規定の適用については、同項中「三十ヘクタール」とあるのは「十六ヘクタール」と、「十二ヘクタール」とあるのは「十ヘクタール」と、「八ヘクタール」とあるのは「六ヘクタール」とする。

を超えていいるか、又はこれを超える見込みが確実であること。

二 区域内指定野菜の出荷が全体として合理的かつ計画的に行われているか、又は行われる見込みが確実であること。

指定野菜の種類	面積
キヤベツ、だいこん、たまねぎ、にんじん、ばれいしょ、及びレタス	五十ヘクタール
トマト、なす及びピーマン	一マン

ねぎ	うれんそう
二十五ヘクタール	二十一ヘクタール

3

農林水産大臣は、指定野菜の種別ごとに、野菜指定産地からの当該指定野菜の総出荷数量の見込数量が、前条第一項の規定により公表した需要及び供給の見通しに即するように、第一項の規定による指定をするものとする。

4 農林水産大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、当該区域を管轄する都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。

5 第一項の規定による指定は、告示してしなければならない。

(指定の申出)

第五条 都道府県知事は、その管轄に属する前条第一項の一定の生産地域での区域が同条第二項各号に掲げる要件のすべてを備えるものにつき、同条第一項の規定による指定をすべき旨を農林水産大臣に申し出ることができる。

(区域の変更)

第六条 農林水産大臣は、指定野菜の生産事情、出荷事情その他の経済事情に変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、必要があるときは、野菜指定産地の区域を変更することができる。

きる。

- 2 前項の規定による変更は、その変更後の区域が第四条第二項各号に掲げる要件のすべてを備える区域である場合でなければ、することができない。
- 3 第四条第四項及び第五項並びに前条の規定は、第一項の規定による変更について準用する。
(指定の解除)

- 第七条** 農林水産大臣は、野菜指定産地の区域が第四条第二項各号に掲げる要件の全部又は一部を欠くに至つたときは、野菜指定産地の指定を解除しなければならない。
- 2 第四条第四項及び第五項並びに第五条の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

第八条 野菜指定産地の区域を管轄する

都道府県知事は、野菜指定産地ごとに、政令で定めるところにより、当該指定野菜の生産及び出荷の近代化を図るための計画（以下「生産出荷近代化計画」という。）をたてなければならぬ。

2 生産出荷近代化計画においては、作付面積、生産数量及び出荷数量に関する事項を定めるものとする。

3 生産出荷近代化計画においては、前項に規定する事項のほか、次に掲げる

- 事項を定めるよう努めるものとする。
- 一 土地改良、作付地の集団化、農業の機械化その他生産の近代化に関する事項

- 二 集荷、選別、保管又は輸送の共同化、規格の統一その他出荷の近代化に関する事項

4 生産出荷近代化計画の内容は、第三

条第一項の規定により公表された需要及び供給の見通しに照らして適当なものであり、かつ、当該野菜指定産地の区域の自然的経済的条件に適合するものでなければならない。

- 5 都道府県知事は、生産出荷近代化計画をたてようとするときは、関係市町村及び農林水産省令で定める農業団体等の意見を聴かなければならない。

- 6 都道府県知事は、生産出荷近代化計画をたてたときは、遅滞なく、これを農林水産大臣に提出するとともに、その概要を公表するよう努めなければならない。

(生産出荷近代化計画の変更)
第九条 都道府県知事は、生産出荷近代化計画を変更したときは、遅滞なく、その変更の内容を農林水産大臣に届け出るよう努めなければならない。

2 前条第五項及び第六項の規定は、生産出荷近代化計画の変更について準用する。この場合において、同項中「遅

第三条 (生産出荷近代化計画の樹立)

法第八条第一項の生産出荷近代化計画は、当該野菜指定産地についての法第四条第一項の規定による指定があつた日から三年以内にたてるものとする。

第三条 (生産出荷近代化計画の樹立等につき意見を聴くべき農業団体等)

法第八条第五項（法第九条第二項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める農業団体等は、次に掲げるものとする。

一 当該野菜指定産地の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業組合及び農業協同組合連合会（都道県の区域を超えない区域をその地区とするものに限る。）であつて、当該指定菜の出荷又は生産若しくは出荷に関する指導を行うもの（農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業協同組合中央会を除く。）のうち当該都道府

滞なく、これを農林水産大臣に提出する」とともに」とあるのは、「遅滞なく」と読み替えるものとする。

- 県知事がその意見を聽くことを適当と認めたもの
- 三 当該生産出荷近代化計画の内容として土地改良事業に関する事項を定めようとするときは、当該土地改良事業と相互に相当の関連性がある土地改良事業を行う土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合及び農業協同組合連合会

第四章 指定野菜についての生産者補給金の交付等

(生産者補給交付金等の交付)

第十一条 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、指定野菜の価格の著しい低落があった場合には、その低落が対象野菜（野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。以下同じ。）の出荷に関し機構が行う登録を受けた出荷団体（以下「登録出荷団体」という。）との間に農林水産省令で定める委託関係のある対象野菜の生産者（以下この項において「委託生産者」という。）及び機構が行う登録を受けた対象野菜の生産者（以下「登録生産者」という。）の経営に及ぼす影響を緩和するため、その登録出荷団体に対しその委託生産者に生産者補給金を交付するための生産者補給交付金を、その登録生産者に対し

（対象野菜の出荷に関する委託関係）
第四条 法第十条第一項の農林水産省令で定める委託関係は、同項の登録出荷団体（以下「登録出荷団体」という。）に対してされた同項の対象野菜（以下「対象野菜」という。）の出荷の委託（登録出荷団体に対して対象野菜の出荷を委託した者に対してされた当該対象野菜の出荷の委託及び当該対象野菜につき順次された出荷の委託を含む。）によるものとする。

- 2 生産者補給金を交付するものとする。
前項の生産者補給金の額は、対象野菜の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、対象野菜の生産及び出荷の安定を図ることを旨として、定めるものとする。
(出荷団体及び生産者の登録)

(登録出荷団体の登録資格)

第五条 法第十一条第一項ただし書の農林水産省令で定める法人その他の団体は、次に掲げるものとする。
一 法第十一条第一項第三号又は第四号に掲げる法人にあっては、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が行う登録前三年間の各年において当該対象野菜（野菜指定産地の指定前にその野菜指定産地の区域と同一の区域内で生産された野菜で当該対象野菜の種類別に属するものを含む。以下この号において同じ。）をその生産者の委託（対象野菜の出荷につきその生産者の委託を受けた者の委託及び当該対象野菜の出荷につき順次された委託を含む。）を受けて出荷したもの
二 法第十一条第一項第五号に掲げる法人その他の団体にあっては、当該対象野菜の出荷の事業を行ふことを主な目的とするものであつて、次に掲げる要件を備えている規約を有するもの
イ 法第十条第一項の委託生産者に対する生産者補給金の交付の方法が平衡を

- 五 協同組合連合会
一 農業協同組合
二 農業協同組合連合会
三 事業協同組合
四 農業協同組合
五 前各号に掲げる法人のほか、農業協同組合又は農業協同組合連合会が主たる構成員となつてゐる法人その他の団体

口 代表者の選任の手続を明らかにしていること。
ハ 代表権の範囲を不當に包括的なものとしていないこと。

- 2 前条第一項の登録を受ける資格を有する生産者は、対象野菜を出荷する者であつて、当該対象野菜の作付面積が農林水産省令で定める面積に達しているものとする。
- 3 機構は、前条第一項の登録を受ける資格を有する出荷団体又は生産者から同項の登録の申請があつたときは、正当な理由がないのに、その登録を拒んではならない。

(交付金の交付)

第十二条 機構は、登録出荷団体又は登録生産者が指定野菜を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間において農林水産省令で定めることによりあらかじめ締結した契約(対象野菜の供給に係るものであつて、天候その他やむを得ない事由により供給すべき対象野菜に不足が生じた場合に、これと同一の種別に属する指定野菜を供給することを内容とするも

のに限る。)に基づき当該同一の種別に属する指定野菜を確保する必要がある場合には、その登録出荷団体又は登録生産者に対し、その確保に要する費用に充てるための交付金を交付するものとする。

(業務の条件)

第十三条 機構は、第十条及び前条の規定により行う業務については、指定野菜の種別又は出荷される地域を限定して、その業務を行つてはならない。

(法人に対する補助)

第十四条 機構は、一般社団法人又は一般財團法人が行う対象野菜以外の野菜(指定野菜以外の野菜にあつては、指定野菜に準ずるものとして農林水産省令で定めるものに限る。)の安定的な供給を図るための業務で第十条又は第十二条の規定により行う業務に準ずるもの(農林水産省令で定める要件に適合するものに限る。)についてその経費を補助するものとする。

期間

- 三 前号の期間内に登録出荷団体又は法第十条第一項の登録生産者が指定野菜を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者に供給しようとする対象野菜の数量
- 四 前号の対象野菜の価格に関する事項
- 五 第三号の対象野菜の数量に不足が生じた場合におけるこれと同一の種別に属する指定野菜の供給に関する事項
- 六 その他必要な事項

(指定野菜に準ずる野菜)

第八条 法第十四条の農林水産省令で定める野菜(以下「特定野菜」という。)は、アースパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セリリー、そらまめ(乾燥したものを除く。)、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン(温室メロンを除く。)、やまいも、れんこんその他特にその供給の安定を

(対象野菜の供給に係る契約)

第七条 法第十二条の契約は、書面(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であるて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)により行い、当該契約書には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該契約の対象となる指定野菜の種別二 前号の種別に属する指定野菜の供給の

- 口 代表者の選任の手続を明らかにしていること。
ハ 代表権の範囲を不當に包括的なものとしていないこと。
- ニ 当該団体の意思決定に對する構成員の参加を不當に差別していないこと。
- (登録生産者の登録に必要な作付面積)
第六条 法第十二条の農林水産省令で定める面積は、おおむね二ヘクタールとする。

図る必要がある野菜として農林水産大臣が定めるものとする。

(一般社団法人又は一般財團法人が行う業務の要件)

第九条 法第十条の規定により行う機構の業務に準ずる業務に係る法第十四条の農林水産省令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 その業務が、対象野菜以外の野菜(一定野菜以外の野菜にあっては特定野菜を除く。以下「特定野菜等」という。)の著しい低落があつた場合において、その低落が対象特定野菜等(法第四条の法人の事務所の所在地の属する都道府県の区域内にある当該特定野菜等の相当規模の集団産地の区域内で生産される当該特定野菜等をいう。以下同じ。)の出荷に関し共同出荷組織との間に委託関係のある対象特定野菜等の生産者(以下「委託特定野菜等生産者」という。)の経営に及ぼす影響を緩和するため、その共同出荷組織に対しその委託特定野菜等生産者に補給金を交付するための補給交付金を、その相当規模生産者に対し補給金を交付するものであること。
- 二 前号の業務を行うための資金のうちの相当の金額が、共同出荷組織又は相当規

模生産者から徴する負担金及びその他者(機構を除く。)から同号の補給交付金又は補給金の交付に充てることを条件として交付される金額をもつて充てられるものであること。

2 法第十二条の規定により行う機構の業務に準ずる業務に係る法第十四条の農林水産省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 その業務が、共同出荷組織又は相当規模生産者が特定野菜等を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は特定野菜等の販売の事業を行う者との間においてあらかじめ締結した契約(対象特定野菜等の供給に係るものであつて、天候その他やむを得ない事由により供給すべき対象特定野菜等に不足が生じた場合に、これと同一の種類に属する特定野菜等を供給することを内容とするものに限る。)に基づき当該同一の種類に属する特定野菜等を確保する必要がある場合において、その共同出荷組織又は相当規模生産者に対し、その確保に要する費用に充てるための交付金を交付するものである。

二 前号の業務を行うための資金のうちの相当の金額が、共同出荷組織又は相当規模生産者から徴する負担金及びその他の者(機構を除く。)から同号の交付金の交付に充てることを条件として交付される金額をもつて充てられるものである。

第五章 雜則

(勧告)

第十五条 農林水産大臣又は野菜指定産地の区域を管轄する都道府県知事は、対象野菜の出荷の安定を図るため必要があるときは、当該対象野菜を出荷する者に対し、その合理的かつ計画的な出荷に關し必要な勧告をすることができる。

(報告の徵収)

第十六条 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、指定野菜の生産若しくは出荷の事業を行う者又はこれらの者の組織する団体から、これらの事業に係る業務に關して、必要な報告を徵することができ。 (権限の委任)

第十七条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

附 則

【略】

附 則

【略】

附 則

【略】

第十一条 法第八条第六項、第九条第一項及び第十六条の規定による農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。ただし、同条の規定による権限については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

と。

二 独立行政法人農畜産業振興機構法関係

独立行政法人農畜産業振興機構法

【**抜粋**】

(平成十四年法律第二百二十六号)

独立行政法人農畜産業振興機構法施行令

【**抜粋**】

(平成十九年政令第六十五号)

独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則

【**抜粋**】

(平成十五年農林水産省令第二百三号)

第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、独立行政法人農畜産業振興機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人農畜産業振興機構とする。

(機構の目的)

第三条 独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)は、畜産経営の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行い、もつて農畜

構法(平成十四年法律第二百二十六号)第十一条の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構法施行令(平成十五年政令第三百四十二号)の全部を改正するこの政令を制定する。

内閣は、独立行政法人農畜産業振興機構法(平成十四年法律第二百二十六号)第十一条の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構法施行令(平成十五年政令第三百四十二号)の全部を改正するこの政令を制定する。

産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。

(中期目標管理法人)

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

(事務所)

第四条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

(資金)

第五条 機構の資本金は、附則第三条第六項及び第四条第六項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。
 2 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

(副理事長及び理事の職務及び権限等)

第七条 副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長（副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長）を補佐して機構の業務を掌理する。

3 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であつて理事が置かれているときは理事、副理事長及び理事が置かれていかないときは監事とする。

4 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行つてはならない。

第八条 副理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする

(副理事長及び理事の任期)

第九条 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(役員及び職員の地位)

第三章 業務等
(業務の範囲)

第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二【略】

十三条 野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第二百三号）の規定により次の業務を行うこと。

イ 指定野菜の価格の著しい低落があつた場合における生産者補給交付金及び生産者補給金の交付を行うこと。

ロ あらかじめ締結した契約に基づき指定野菜の確保を要する場合における交付金の交付を行うこと。

ハ 一般社団法人及び一般財團法人が行う業務で又はロの業務に準ずるものについてその経費を補助すること。

四 野菜の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助すること。

五 【略】
六 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物並びにでん粉及びその原料作物の生産及び流通に関する情報を収集し、整理し、及び提供する

第一条
【略】

第二条 (野菜農業振興事業)
法第十条第四号の農林水産省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 野菜の生産又は流通の合理化を図るための事業
- 二 野菜の需給の調整に関する事業
- 三 野菜又は野菜の加工品の需要の増進に関する事業
- 四 野菜農業の経営又は技術の指導に関する事業

こと。
七 前各号の業務に附帯する業務を行ふこと。

第十一條 【略】

(区分経理等)

第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一・二 【略】

三 第十条第三号の業務、同条第四号の業務、同条第六号の業務(野菜に係るものに限る。)及びこれらに附帯する業務

四・五 【略】

(積立金の処分)

第十三条 機構は、機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項に規定する積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更

第一条 【略】

第二条 【略】

後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十条に規定する業務の財源に充てることができる。
2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
3 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関する必要な事項は、政令で定める。

第十四條～第十六条 【略】

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十七条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十条第一号ロの規定

により機構が交付する補助金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項、第二十三条並びに第二十五条第一項及び第二項を除く。)中「各省各庁」とあるのは

「独立行政法人農畜産業振興機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構の事業年度」と読み替えるものとする。

第四章 雜則

(財務大臣との協議)

- 第十八条 農林水産大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。
一 第十条第二号又は第四号の農林水産省令を定めようとするとき。
二 第十二条第二項又は第十三条第一項の承認をしようとするとき。
三 第十四条第一項又は第十六条第一項の認可をしようとするとき。

(主務大臣等)
(国家公務員宿舎法の適用除外)

- 第二十条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)の規定は、機構の役員及び職員には、適用しない。
第二十一条 削除

第五章 罰則

- 第二十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。
一 この法律の規定により農林水産大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
二 第十条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、附則第九条から第十八条まで及び第二十条から第二十五条までの規定は、同年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年一〇月二七日)
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

第二条・第三条【略】

2
2
6
6
第三条【略】
(事業団の解散等)

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第三条から第十条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

(改正)

(野菜生産出荷安定法施行規則の一部

7 前項の資産の価額は、機構成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

9 【略】

(野菜供給安定基金の解散等)
第四条 野菜供給安定基金（以下「基金」という。）は、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて機構が承継する。

2 機構の成立の際現に基金が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時ににおいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 基金の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

5 基金の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

6 第一項の規定により機構が基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、現に基金に属する資産（第二項の規定により国が承継する資産を除く。）の価額（附則第十一条の規定による改正前の野菜生産出荷安定法（以下「旧野菜生産出荷安定法」という。）第四十四条第一項の準備金として整理されている金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

7 前条第七項及び第八項の規定は、前項の資産の価額について準用する。

8 第一項の規定により機構が基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧野菜生産出荷安定法第四十四条第一項の準備金として整理されている金額は、第十一条第二号の業務に係る勘定に属する積立金として整理しなければならない。

9 第一項の規定により基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

参照条文

旧野菜生産出荷安定法

（利益及び損失の処理）

第四十四条 基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは

第四条 野菜生産出荷安定法施行規則
(昭和四十一年農林省令第三十六号)

の一部を次のように改正する。
【略】

第五条～第十条【略】

【略】

附 則（平成三十一年三月二十六日農林水産省令第一三号）抄

この省令は、平成三十年三月三十一日から施行する。

抄 日農林水産省令第一三号

この省令は、平成三十年三月三十一日

は、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として積み立てなければならない。

第五条～第十六条【略】

(処分、手続等に関する経過措置)
第十七条 旧事業団法（第十六条を除く。）、旧野菜生産出荷安定法（第三十三条を除く。）、附則第十二条から第十四条までの規定による改正前の畜産物の価格安定等に関する法律、砂糖の価格調整に関する法律若しくは生糸の輸入に係る調整等に関する法律、旧暫定措置法又は旧特別措置法の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法、この法律、附則第十一条から第十四条までの規定による改正後の野菜生産出荷安定法、畜産物の価格安定に関する法律、砂糖の価格調整に関する法律若しくは生糸の輸入に係る調整等に関する法律、新暫定措置法又は新特別措置法の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十八条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為並びに

附則第三条第五項、第四条第五項及び第十条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第十九条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第一 【略】

附 則(平成十六年六月二十三日法律第百三十号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二条、第七条、第十条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条まで、第二十八条から第三十六条まで、第三十八条から第七十六条の二まで、第七十九条及び第八十一条の規定
十七年四月一日 平成

人法の施行の日から施行する。
(施行の日) 平成二〇年一二月一
日)

(平二三法七四・旧第一項・一部改
正)

附 則(平成十八年六月二十一
日法律第八十九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、附則第四条、第七条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

第八条 第九条 【略】

附 則(平成二十年四月十一
日法律第十二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第三条 第六条 【略】

附 則(平成二六年六月一三日
法律第六七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二

十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条

及び第三十条の規定 公布の日
(処分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律

(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にしてた行

為に対する罰則の適用については、
なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委
任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人院規則）で定める。

附 則（平成二八年一二月一六日法律第一〇八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日（第三号において「発効日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第八条・第九条【略】
第十条・第十八条【略】

附 則（平成二九年六月一六日法律第六〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一・二
【略】

第十条・第十八条【略】
附 則（平成三〇年七月六日法律第七〇号）抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（施行期日）

三 独立行政法人通則法関係

独立行政法人通則法【抜粋】

(平成十一年法律第百三号)

独立行政法人農畜産業振興機構法 【抜粋】

(平成十四年法律第二百二十六号)

独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令 【抜粋】

(平成十五年農林水産省令第百四号)

第一 章 総則	第一 章 総則	第一 章 総則
(目的等)	(目的)	(目的)
第一条 この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。	第一条 この法律は、独立行政法人農畜産業振興機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。	第一条 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項、第三十条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十四条第一項、第三十七条、第三十八条第一項及び第四項、第四十八条第一項及び第五十条並びに独立行政法人の組織、運営及び管理に関する政令（平成十二年政令第三百六号）第五条第二項の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令を次のように定める。
第二条 各独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののはか、この法律の定めるところによる。	第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確實に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものの（以下この条において「公共上の事務等」という。）を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。	第二条 第一百三号）第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項第七号、第三十二条第一項、第三十三条、第三十四条第一項、第三十七条、第三十八条第一項及び第四項、第四十八条第一項及び第五十条並びに独立行政法人の組織、運営及び管理に関する政令（平成十二年政令第三百六号）第五条第二項の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令を次のように定める。

第二条 この法律において「中期目標管理法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を發揮しつつ、中期的な視点に立つて執行することが求められるもの（国立研究開発法人が行うものを除く。）を国が中期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものを行う。
3 この法律において「国立研究開発法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を發揮しつつ、中長期的な視点に

立つて執行することが求められる科学技術に関する試験、研究又は開発（以下「研究開発」という。）に係るもの为主要な業務として国が中長期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものという。

4 この法律において「行政執行法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、国の行政事務と密接に関連して行われる國の指示その他の國の相当な関与の下に確実に執行することが求められるものを国が事業年度ごとに定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、その公共上の事務等を正確かつ確實に執行することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものという。

（業務の公共性、透明性及び自主性）
第三条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることに鑑

み、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。
2 独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。
3 この法律及び個別法の運用に当たつては、独立行政法人の事務及び事業が内外の社会経済情勢を踏まえつつ適切に行われるよう、独立行政法人の事務及び事業の特性並びに独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

（名称）

第四条 各独立行政法人の名称は、個別法で定める。
2 国立研究開発法人については、その名称中に、国立研究開発法人という文字を使用するものとする。

（目的）
第五条 各独立行政法人の目的は、第二条第二項、第三項又は第四項の目的の範囲内で、個別法で定める。

（名称）

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人農畜産業振興機構とする。

（機構の目的）

第三条 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、畜産經營の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための

(法人格)

第六条 独立行政法人は、法人とする。

(事務所)

第七条 各独立行政法人は、主たる事務所を個別法で定める地に置く。

独立行政法人は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(事務所)

第四条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

(事務所)

第五条 機構の資本金は、附則第三条第六項及び第四条第六項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。

(資本金)

第六条 機構の資本金は、附則第三条第六項及び第四条第六項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

3 独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であつて主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をい

第一条 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項の主務省令で定める重要な財産

（通則法第八条第三項の主務省令で定める重要な財産）

う。ただし、原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会規則とする。（以下同じ。）で定めるものが将来にわたり業務を確實に実施する上で必要がなくなつたと認められる場合には、第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならない。

あつて、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（同条第一項ただし書又は第二項ただし書に規定する場合にあつては、当該財産の処分に関する計画についての通則法第三十条第一項の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあつては、申請の日ににおけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他農林水産大臣が定める財産とす

(登記)

第九条 独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十条 独立行政法人又は国立研究開発法人でない者は、その名称中に、独立行政法人という文字を用いてはならない。

(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の準用)

事業についてその経費を補助する業務を行い、もつて農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。

第十一條 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、独立行政法人について準用する。

参照条文

一般社団法人及び一般財團法人に関する法律

（住所）

第四条 一般社団法人及び一般財團法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第七十八条 一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

第二節 独立行政法人評価制度
委員会

第十二条から第十二条の八

【略】

第十三条から第十七条

【略】

第十二条の八

【略】

第三節 設立

委員会

第十二条の八

【略】

第二章 役員及び職員

（役員）

第十八条 各独立行政法人に、個別法で定めるところにより、役員として、法人の長一人及び監事を置く。

2 各独立行政法人には、前項に規定する役員のほか、個別法で定めるところにより、他の役員を置くことができる。

3 各独立行政法人の法人の長の名称、前項に規定する役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で定める。

（役員の職務及び権限）

第十九条 法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

2 個別法で定める役員（法人の長を除く。）は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。

3 前項の規定により置かれる役員の職務及び権限は、個別法で定める。監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

第二章 役員及び職員

（役員）

第六条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）

第七条 副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長（副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長）を補佐して機構の業務を掌理する。

3 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であつて理事が置かれているときは理事、副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。

4 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長

の報告を求め、又は独立行政法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

監事は、独立行政法人が次に掲げる書類を主務大臣に提出しようとするとときは、当該書類を調査しなければならない。

一 この法律の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

二 その他主務省令で定める書類

監事は、その職務を行うため必要があるときは、独立行政法人の子法人

(独立行政法人がその経営を支配している法人として総務省令で定めるもの)

をいう。以下同じ。)に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

8 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(法人の長等への報告義務)

第十九条の二 監事は、役員(監事を除く。)が不正の行為をし、若しくは当

該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を法人の長に報告するとともに、主務大臣に報告しなければならない。

(役員の任命)

第二十条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。
一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者
監事は、主務大臣が任命する。

3 2 主務大臣は、前二項の規定により法人の長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募(当該法人の長又は監事の職務の内容、勤務条件その他必要な事項を公示して行う候補者の募集をいう)、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者のうち

ちから、法人の長が任命する。
5 法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(中期目標管理法人の役員の任期)
第二十一条 中期目標管理法人の長の任期は、任命の日から、当該任命の日を含む当該中期目標管理法人の第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（次項において単に「中期目標の期間」という。）の末日までとする。

2 中期目標管理法人の監事の任期は、各中期目標の期間に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日（第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の日をいう。以下同じ。）までとする。ただし、補欠の中期目標管理法人の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 中期目標管理法人の役員（中期目標管理法人の長及び監事を除く。以下この項において同じ。）の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の中期目標管理法人の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 中期目標管理法人の役員は、再任さず。

(副理事長及び理事の任期)
第八条 副理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。

第九条 【略】

れることができる。

第二十一条の二～第二十一条の三【略】

(役員の忠実義務)

第二十一条の四 独立行政法人の役員は、その業務について、法令、法令に基づいてする主務大臣の处分及び当該独立行政法人が定める業務方法書その他の規則を遵守し、当該独立行政法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の報告義務)

第二十一条の五 独立行政法人の役員(監事を除く。)は、当該独立行政法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

第二十二条～第二十五条【略】

(役員等の損害賠償責任)

第二十五条の二 独立行政法人の役員又は会計監査人（第四項において「役員等」という。）は、その任務を怠つたときは、独立行政法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2

前項の責任は、主務大臣の承認がなければ、免除することができない。

主務大臣は、前項の承認をしようとするときは、総務大臣に協議しなければならない。

3

前二項の規定にかかわらず、独立行政法人は、第一項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、当該役員等が賠償の責任を負う額から独立行政法人の事務及び事業の特性並びに役員等の職責その他の事情を考慮して総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として主務大臣の承認を得て免除することができる旨を業務方法書で定めることができる。

(職員の任命)

第二十六条 独立行政法人の職員は、法人の長が任命する。

(業務の範囲)

第二十七条 各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二【略】

(業務方法書)

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、役員（監事）を除く。の職務の執行がこの法律、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公示しなければならない。

(評価等の指針の策定)

第二十八条の二 総務大臣は、第二十九条第一項の中期目標、第三十五条の四第一項の中長期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標の策定並びに第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及び第二項の評価に関する指針を定め、これを主務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、総務大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第五 【略】

六 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物並びにでん粉及びその原料作物の生産及び流通に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書の記載事項)

第四条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一・二【略】

三 機構法第十条第三号の業務に関する次の事項

イ 野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第十条第一項の登録に関する事項

ロ 生産者補給交付金及び生産者補助金の交付に関する事項

ハ 機構法第十条第三号ロの規定による登録に関する事項

イ 野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第十条第三号ハの規定による登録に関する事項

ロ 生産者補給交付金及び生産者補助金の交付に関する事項

ハ 機構法第十条第三号ハの規定による登録に関する事項

イ 野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第十条第三号イの規定による登録に関する事項

ロ 生産者補給交付金及び生産者補助金の交付に関する事項

ハ 機構法第十条第三号ロの規定による登録に関する事項

イ 野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第十条第三号イの規定による登録に関する事項

ロ 生産者補給交付金及び生産者補助金の交付に関する事項

ハ 機構法第十条第三号ハの規定による登録に関する事項

イ 野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第十条第三号イの規定による登録に関する事項

ロ 生産者補給交付金及び生産者補助金の交付に関する事項

ハ 機構法第十条第三号ロの規定による登録に関する事項

イ 野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第十条第三号イの規定による登録に関する事項

ロ 生産者補給交付金及び生産者補助金の交付に関する事項

ハ 機構法第十条第三号ハの規定による登録に関する事項

イ 野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第十条第三号イの規定による登録に関する事項

ロ 生産者補給交付金及び生産者補助金の交付に関する事項

ハ 機構法第十条第三号ロの規定による登録に関する事項

イ 野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第十条第三号イの規定による登録に関する事項

ロ 生産者補給交付金及び生産者補助金の交付に関する事項

ハ 機構法第十条第三号ハの規定による登録に関する事項

イ 野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第十条第三号イの規定による登録に関する事項

ロ 生産者補給交付金及び生産者補助金の交付に関する事項

ハ 機構法第十条第三号ロの規定による登録に関する事項

合科学技術・イノベーション会議が次条の規定により作成する研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案の内容を適切に反映するとともに、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

3 主務大臣は、第一項の指針に基づき、第二十九条第一項の中長期目標、第三十五条の四第一項の中長期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標を定めるとともに、第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及び第二項の評価を行わなければならない。

第二十八条の三 【略】

(評価結果の取扱い等)

第二十八条の四 独立行政法人は、第三十二条第一項、第三十五条の六第一項若しくは第二項又は第三十五条の十一第一項若しくは第二項の評価の結果を、第三十条第一項の中長期目標及び第三一条第一項の年度計画、第三十五条の五第一項の中長期計画及び第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項の年度計画又は第三十五条の十第一項の事業計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表しなければならない。

第十一條 【略】

なければならぬ。

(区分経理等)

第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一・二 【略】
三 第十条第三号の業務、同条第四号の業務、同条第六号の業務（野菜に関するものに限る。）及びこれらに附帯する業務
四・五 【略】

(区分経理等)

第十條 機構は、機構法第十二条第一項に規定する勘定として、同項第一号の業務に係る経理については畜産勘定を、同項第二号の業務に係る経理については砂糖勘定を、同項第三号の業務に係る経理については野菜勘定を、同項第四号の業務に係る経理については砂糖勘定を、同項第五号の業務に係る経理についてはでん粉勘定を設けなければならない。

2 機構は、畜産勘定においては次条第一項の畜産業振興資金の増減に関する経理を、野菜勘定においては第十二条第一項の野菜生産出荷安定資金の増減に関する経理を、砂糖勘定においては砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第二百九号）第十一条第一項又は第二項の規定による売渡し及び同法第十四条第一項の規定による売戻しに係る異性化糖等についての当該売渡しの対価と当該売戻しの対価との差額の合計額並びに附則第二条第一項の砂糖生産振興資金の増減に関する経理をそれぞれ整理しなければならない。

3 機構は、機構法第十二条第一項の規定により経理を区分して整理する場合において、一の勘定において整理すべ

整に関する事業に必要な資金の交付であつて、政府以外の者から拠出された資金を財源として行うものに関する事項

五 【略】

六 機構法第十条第六号の規定による畜産物・野菜・砂糖及びその原料作物の並びにでん粉及びその原料作物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項

七 【略】

八 機構法附則第八条の株式又は持分の管理及び処分に関する事項
九 業務委託の基準
十 競争入札その他契約に関する基本的事項
十一 その他機構の業務の執行に関する必要な事項

第二節 中期目標管理法人

(中期目標)

- 第二十九条** 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において中期目標管理法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該中期目標管理法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）
 - 二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 三 業務運営の効率化に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項

- 五 その他業務運営に関する重要な事項
- 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならぬ。
- 六 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金の限度額
 - 五 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
 - 六 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しよう

(中期計画)

第三十条 中期目標管理法人は、前条第

- 一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下この節において「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。
- 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国民に対して提供するサービスそ

の他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算（人件費の見積りを含む。）、

収支計画及び資金計画

六 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しよう

(中期計画の認可の申請)

第五条 機構は、通則法第三十条第一項

- の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始日の三十日前までに、農林水産大臣に提出しなければならない。
- 機構は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

き事項が他の勘定において整理すべき事項であるため当該一の勘定に係る部分を区分して整理することが困難なときは、当該事項については、農林水産大臣の承認を受けて定める基準に従つて、事業年度の期間中一括して整理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより整理することができる。

第十一條 【略】

とするときは、その計画

七 剰余金の使途

八 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

主務大臣は、第一項の認可をした中

期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

4 中期目標管理法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(年度計画)

第三十一条 中期目標管理法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標管理法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とす

る。

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第三十二条 中期目標管理法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

一 次号及び第二号に掲げる事業年度以外の事業年度当該事業年度における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 中期目標管理法人は、前項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

（業務実績等報告書）

第八条 機構に係る通則法第三十二条第二項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。その際、機構は、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するため作成されるものであることに留意

（中期計画に定めるべき業務運営に関する事項）

第六条 機構に係る通則法第三十条第二項第八号の主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

一 施設及び設備に関する計画

二 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

三 積立金の処分に関する事項
四 その他当該中期目標を達成するため必要な事項

（年度計画に定めるべき事項等）

第七条 年度計画には、中期計画に定めた事項に關し、当該事業年度において実施すべき事項を定めなければならない。
2 機構は、通則法第三十二条第一項後段の規定により年度計画を変更したときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。

4 における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならぬ。

法人に対し、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。この場合において、同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務

の実績に関する評価を行ったときは、
委員会に対しても、遅滞なく、その評
価の結果を通知しなければならない。
5 委員会は、前項の規定により通知さ
れた評価の結果について、必要がある
と認めるときは、主務大臣に意見を述
べなければならぬ。

6 主務大臣は、第一項の評価の結果に
基づき必要があると認めるときは、当
該中期目標管理法人に対し、業務運営
の改善その他の必要な措置を講ずるこ
とを命ずることができる。

の期れ見了間標中期目標中期	
一	
ハ	<p>口 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
二	<p>二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行つた結果。なお、当該評価を行つた結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由</p>

度に事業実績及び業績を示す。当該実績は、当該事業年度における業務の実績である。なお、当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならぬ。

イ 中期計画及び年度計画の実施状況

ロ 当該事業年度における業務運営の状況

ハ 当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値

二 当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報

書るかをたをらい績当績務け間標中 報に明結行評てに該及のるにの期 告すら果つ価自つ実び実業お期目	
一 中期目標の期間における業 務の実績。なお、当該業務の 実績が通則法第二十九条第二 項第二号に掲げる事項に係る ものである場合には次のいか ら二まで、同項第三号から第 五号までに掲げる事項に係る ものである場合には次のいか らハまでに掲げる事項を明ら かにしたものでなければなら ない。	さ れた場合には、当 該業務の実績に 及び当該課題に 対する改善方 策が過去の報告書に記載され た改善方策のうちその実施 が完了した旨の記載がない ものがある場合には、その 実施状況
二 当該業務の実績に係る指 標がある場合には、当該指 標及び当該期間における業 務の実績に係る指標の数値 の当該業務の実績に係る指 標及び当該期間における業 務の実績に係る指標の数値	ハ イ ロ

行評てに該及のるに 明結果つ価自つ実び実業お 期目	書るかをたをらい績当績務け間標中 報に明結行評てに該及のるにの期 告すら果つ価自つ実び実業お期目
二 当該業務の実績に係る指 標がある場合には、当該指 標及び当該期間における業 務の実績に係る指標の数値 の当該業務の実績に係る指 標及び当該期間における業 務の実績に係る指標の数値	ハ イ ロ
一 当該業務の実績が通則法第 二十九条第二項第二号から第 五号までに掲げる事項に係る ものである場合には、前号に 掲げる業務の実績について機 構が評価を行った結果。なお 当該評価を行った結果は、次 のイからハまでに掲げる事項 を明らかにしたものでなけれ ばならない。 イ 中 期 目 標 に 定 め た 項 目 ご と の 評 定 及 び 当 該 評 定 を 付 し た 理 由 ロ 業 務 運 営 上 の 課 題 が 検 出	さ れた場合には、当 該業務の実績に 及び当該課題に 対する改善方 策が過去の報告書に記載され た改善方策のうちその実施 が完了した旨の記載がない ものがある場合には、その 実施状況

イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由
ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策
ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条

主務大臣は、第三十二条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行つたときは、中期目標の期間の終了時までに、当該中期目標管理法人の業務

- 1 の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。
- 2 主務大臣は、前項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を委員会に通知するとともに、公表しなければならない。
- 3 委員会は、前項の規定により通知された事項について、必要があると認めるとときは、主務大臣に意見を述べなければならない。
- 4 前項の場合において、委員会は、中期目標管理法人の主要な事務及び事業の改廃に關し、主務大臣に勧告をすることができる。
- 5 委員会は、前項の勧告をしたときは、当該勧告の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。
- 6 委員会は、第四項の勧告をしたときは、主務大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めることができる。

第三十五条の二 第三十五条の十二 【略】

(事業年度)

第三十六条 独立行政法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日で終わる。

2 独立行政法人の最初の事業年度は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

月一日から三月三十一日までの間に成立した独立行政法人にあっては、その事業の三月三十一日)に終わるものとする。

(企業会計原則)

第三十七条 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

前項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年の三月三十一日(一年の三月三十一日)に終わるものとする。

<p>2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに主務省令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告(次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならぬ独立行政法人にあっては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。)を添付しなければならない。</p>	<p>第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。</p>
---	---

(財務諸表等)

<p>2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 機構の目的及び業務内容 二 国の政策における機構の位置付け 三 中期目標の概要 四 理事長の理念並びに運営上の方針 五 及び戦略 六 持続的に適正なサービスを提供する</p>	<p>第十六条 機構に係る通則法第三十八条第一項の主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュフロー計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。</p>
--	--

(事業報告書の作成)

<p>2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 機構の目的及び業務内容 二 国の政策における機構の位置付け 三 中期目標の概要 四 理事長の理念並びに運営上の方針 五 及び戦略 六 持続的に適正なサービスを提供する</p>	<p>第十七条 機構に係る通則法第三十八条第二項の規定による事業報告書の作成については、この条の定めるところによる。</p>
--	---

(企業会計原則)

第九条 機構の会計については、この省令の定めるところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3 平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準(第十六条において「独立行政法人会計基準」といいう。)は、この省令に準ずるものとする。

るための源泉
況並びにその対応策

八 業績の適正な評価に資する情報
九 業務の成果及び当該業務に要した
資源

十 予算及び決算の概要
十一 財務諸表（通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）の要約

十二 財政状態及び運営状況の理事長による説明

十三 内部統制の運用状況
十四 機構に関する基礎的な情報

（財務諸表等の閲覧期間）
第十九条 機構に係る通則法第三十八条第三項の主務省令で定める期間は、五年とする。

（通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類）
第十九条 機構に係る通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類は、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。

- 3 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監査報告を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。
- 4 独立行政法人は、第一項の附属明細書その他主務省令で定める書類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲げる方法のいずれかにより公告することができる。
一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

- 二 電子公告（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、総務省令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、総務省令で定めるものをとする公告の方法をいう。次項において同じ。）
- 独立行政法人が前項の規定により電子公告による公告をする場合には、第三項の主務省令で定める期間、継続して当該公告をしなければならない。
- 5 独立行政法人による公告をする場合には、第三項において同じ。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。この場合に成しなければならない。
会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は役員（監事を除く。）及び職員に対し、会計監査報告を作成する報告を求めることができる。

（会計監査人の監査）

第三十九条 独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）は、財務

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は役員（監事を除く。）及び職員に対し、会計監査報告を作成する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法により表示したもの

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、独立行政法人の子法人に對して会計に関する報告を求め、又は独立行政法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

5 会計監査人は、その職務を行うに当たつては、次の各号のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一 第四十二条第三項第一号又は第二号に掲げる者

二 第四十条の規定により自己が会計監査人に選任されている独立行政法

人又はその子法人の役員又は職員
三 第四十条の規定により自己が会計監査人に選任されている独立行政法人又はその子法人から公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外國公認会計士を含む。第四十二条第一項及び第三項第二号において同じ。）又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

（監事に対する報告）

第三十九条の二 会計監査人は、その職務を行うに際して役員（監事を除く。）

の職務の執行に關し不正の行為又はこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する重大な事実があることを發見したときは、遲滞なく、これを監事に報告しなければならない。

2 監事は、その職務を行うため必要があると認めるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

（会計監査人の選任）
第四十条 会計監査人は、主務大臣が選任する。

第四十一条 会計監査人は、公認会計士

又は監査法人でなければならない。

会計監査人に選任された監査法人は、

その社員の中から会計監査人の職務を行なうべき者を選定し、これを独立行政

法人に通知しなければならない。この場合においては、次項第二号に掲げる者を選定することはできない。

次に掲げる者は、会計監査人となることができる。

一 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができます

ない者

二 監査の対象となる独立行政法人の

子法人若しくはその役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

(会計監査人の任期)

第四十二条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度についての財務諸表承認日までとする。

(会計監査人の解任)

第四十三条 主務大臣は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 会計監査人たるにふさわしくない非行があつたとき。
- 三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 中期目標管理法人及び国立研究開発法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受け、その残余の額の全部又は一部を中期計画（第三十条第一項の認可を受けた同項の中期計画）（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後

の中期目標管理法人でなればならない。

会計監査人に選任された監査法人は、

その社員の中から会計監査人の職務を行なうべき者を選定し、これを独立行政

法人に通知しなければならない。この場合においては、次項第二号に掲げる者を選定することはできない。

次に掲げる者は、会計監査人となることができる。

一 公認会計士法の規定により、財務

諸表について監査をすることができます

ない者

二 監査の対象となる独立行政法人の

子法人若しくはその役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

(会計監査人の任期)

第四十二条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度についての財務諸表承認日までとする。

(会計監査人の解任)

第四十三条 主務大臣は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 会計監査人たるにふさわしくない非行があつたとき。
- 三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 中期目標管理法人及び国立研究開発法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受け、その変更後

(積立金の処分)

第十三条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項に規定する積立金があるときは、当該第一項に規定する積立金があるときは、その額に相当する積立金があるところにより、当該大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後の認可を受けたときは、その変更後の認可を受けたところにより、当該中期目標の期間の定めるところにより、当該中期目標の期間における第十条に規定する業務の財源に充てることができる。

機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなけ

(積立金の処分に係る承認申請書の添付書類)

第二十四条 機構に係る独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第二十一条第二項の農林水産省令で定める書類は、同条第一項に規定する期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該事業年度の損益計算書とする。

大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後の認可を受けたところにより、当該中期目標の期間の定めるところにより、当該中期目標の期間における第十条に規定する業務の財源に充てることができる。

機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなけ

参照条文

独立行政法人の組織、運営及び管理に

係る共通的な事項に関する政令

（積立金の処分に係る承認の手続）

第二十一条 別表第一の第一欄に掲げる中期目標管理法人は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同

条第一項の規定による積立金がある場合

のもの）をいう。以下同じ。）の同条
第二項第七号又は中長期計画（第三十
五条の五第一項の認可を受けた同項の
中長期計画（同項後段の規定による変
更の認可を受けたときは、その変更後
のもの）をいう。以下同じ。）の第三
十五条の五第二項第七号の剩余金の使
途に充てることができる。
第一項の規定による積立金の処分に
ついては、個別法で定める。

3 前二項に定めるもののほか、納付
金の納付の手続その他積立金の処分に
関し必要な事項は、政令で定める。
ればならない。

（借入金等）
第四十五条 独立行政法人は、中期目標
管理法人の中长期計画の第三十条第二項
第四号、国立研究開発法人の中长期計
画の第三十五条の五第二項第四号又は

第十四条～第十六条

【略】

（短期借入金の認可の申請）
第二十一条 機構は、通則法第四十五条
第一項ただし書の規定により短期借入
金の認可を受けようとするとき、又は
同条第二項ただし書の規定により短期

（対応する収益の獲得が予定されない
資産除去債務に係る除去費用等）
第十五条 農林水産大臣は、機構が業務
のため保有し又は取得しようとしてい
る有形固定資産に係る資産除去債務に
対応する除去費用に係る費用配分額及
び時の経過による資産除去債務の調整
額（以下この条において「除去費用等」
と称す）の認可を受けようとするとき、又は
同条第二項ただし書の規定により短期

（償却資産の指定等）

第十三条 農林水産大臣は、機構が業務
のため取得しようとしている償却資産
についてその減価に対応すべき収益の
獲得が予定されないと認められる場合
にはその取得までの間に限り、当該償
却資産を指定することができる。
2 前項の指定を受けた資産の減価償却
については、減価償却費は計上せず資
産の減価額と同額を資本剩余金に対する
控除として計上するものとする。

別表（第二十二条 第二十四条関係） （拔粧）

機 構	一	独立行 政法人	農畜産業 振興機構（平成一四年 法律第二百二十六号）	農林 省令
	二	独立行政法人農畜産業 振興機構（平成一四年 法律第二百二十六号）		
	三			

2 前項の承認申請書には、当該期間
最後の事業年度の事業年度末の貸借対
照表、当該期間最後の事業年度の損益
計算書その他の別表第一の第三欄に掲
げる命令で定める書類を添付しなけれ
ばならない。
3・4 【略】

合において、その額に相当する金額の
全部又は一部を同表の第二欄に掲げる
規定により当該中期目標の期間の次の
中期目標の期間における業務の財源に
充てようとするときは、次に掲げる事
項を記載した承認申請書を当該規定に
規定する大臣（以下「主務大臣」とい
う。）に提出し、当該次の中期目標の
期間の最初の事業年度の六月三十日ま
でに、当該規定による承認を受けなけ
ればならない。

1 別表第一の第二欄に掲げる規定に
よる承認を受けようとする金額

2 前号の金額を財源に充てようとす
る業務の内容

3 前項の承認申請書には、当該期間
最後の事業年度の事業年度末の貸借対
照表、当該期間最後の事業年度の損益
計算書その他の別表第一の第三欄に掲
げる命令で定める書類を添付しなけれ
ばならない。

行政執行法人の事業計画（第三十五条の十第一項の認可を受けた同項の事業計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）の第三十五条の十第三項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借りえた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。

（財源措置）
第四十六条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付する

2 独立行政法人は、業務運営に当たつて、国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであること留意し、法令の規定及び中期目標管理法人の中期計画、国立研究開発法人の中長期計画又は行政執行法人の事業計画に従つて適切かつ効率的に使用するよう努めなければならない。

（不要財産に係る国庫納付等）

第四十六条の二 独立行政法人は、不要財産であつて、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期目標管理法人の中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の十第三項第五号の計画を定めた場合であつて、これらの計画に従つて当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十七条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第一百七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十条第一号ロの規定により機構

が交付する生産者補給交付金及び集送乳調整金並びに同条第二号、第三号ハ及び第四号の規定により機構が交付する補助金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項、第二十三条並びに第二十五条第一項及び第二項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構の事業年度」と読み替えるものとする。

一 借入れを必要とする理由
二 借入金の利率
三 借入先
四 借入金の額
五 借入金の償還の方法及び期限
六 利息の支払いの方法及び期限
その他必要な事項

（野菜生産出荷安定資金等）

第十二条 機構は、野菜勘定に野菜生産出荷安定資金を置くものとする。
2 機構は、機構法第十条第三号イの生産者補給交付金若しくは生産者補給金

又は同号ロの交付金（以下「生産者補給交付金等」という。）の交付に充てるために野菜生産出荷安定法第十条第一項の登録出荷団体（以下この項において「登録出荷団体」という。）又は同項の登録生産者（以下この項において「登録生産者」という。）から徴収した負担金並びに登録出荷団体及び登録生産者以外の者から生産者補給交付金等の交付に充てることを条件として交付された金額並びに機構法第十条第三号ハ及び第四号の業務（これら業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるために通則法第四十六条第一項の規定により政府から交付された金額並びに第四条第四号ロの交付に必要な経費の財源に充てるために政府以外の者から拠出された金額を野菜生産出荷安定資金に充てるものとする。

3 野菜生産出荷安定資金は、通則法第四十六条の二の規定により国庫に納付する場合及び通則法第四十七条の規定により運用する場合のほか、生産者補

独立行政法人は、前項の規定による政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期目標管理法人の中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第五号の計画を定めた場合、これらの中長期計画に従つて当該金額を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けたことを要する。

3 独立行政法人は、前項の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、

遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことにについて主務大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

4 独立行政法人が第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として主務大臣が定める金額については、当該独立行政法人に対する政府からの出資はなかつたものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、政府出資等に係る不要財産の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

（不要財産に係る民間等出資の払戻し）

第四十六条の三

独立行政法人は、不要財産であつて、政府以外の者からの出資に係るもの（以下この条において「民

給交付金等の交付に必要な経費に充てる場合並びに機構法第十条第三号ハ及び第四号の規定による補助金の交付に必要な経費に充てる場合並びに第四条第四号ロの交付に必要な経費に充てる場合に限り、使用することができる。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第十四条 農林水産大臣は、機構が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができます。

間等出資に係る不要財産」という。)については、主務大臣の認可を受けて、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者(以下この条において単に「出資者」という。)に対し、主務省令で定めるところにより、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払い戻しの請求をすることができる旨を催告しなければならない。ただし、中期目標管理法人の中長期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第五号の計画を定めた場合であつて、これらの計画に従つて払戻しの請求をすることができる旨催促するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

255 【略】

(余裕金の運用)

第四十七条 独立行政法人は、次の場合による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払についての請求をすることができる旨催促する旨を要しない。)その

他主務大臣の指定する有価証券の取得
二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金
三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第四十八条 独立行政法人は、不要財産以外の重要な財産であつて主務省令で定めるものを譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期目標管理法人の中長期計画において第三十条第二項第六号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第六号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第六号の計画を定めた場合であつて、これらの方に従つて当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

(通則法第四十八条第一項の主務省令で定める重要な財産)
第二十二条 機構に係る通則法第四十八条の主務省令で定める重要な財産は、土地及び建物とする。

(通則法第四十八条の主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請)

第二十三条 機構は、通則法第四十八条の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下この条において「処分等」という。)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。
一 処分等に係る財産の内容及び評価額
二 処分等の条件
三 機構の業務運営上支障がない旨及

(会計規程)

第四十九条 独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第五十条 この法律及びこれに基づく政令に規定するものほか、独立行政法人の財務及び会計に関する必要な事項は、主務省令で定める

第五章 人事管理**第一節 中期目標管理法人及び****国立研究開発法人**

(役員の報酬等)

第五十条の二 中期目標管理法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 中期目標管理法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与及び退職手当（以下「給

与等」という。）、民間企業の役員の報酬等、当該中期目標管理法人の業務の実績その他の事情を考慮して定められなければならない。

(役員の兼職禁止)

第五十条の三 中期目標管理法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない。

(他の中期目標管理法人役職員についての依頼等の規制)

第五十条の四 中期目標管理法人の役員又は職員（非常勤の者を除く。以下「中期目標管理法人役職員」という。）は、密接関係法人等に対し、当該中期目標管理法人の他の中期目標管理法人役職員をその離職後に、若しくは当該中期目標管理法人の中期目標管理法人役職員であった者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを目的として、当該他の中期目標管理法人役職員若しくは当該中期目標管理法人役職員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該他の中期目標管理法人役員をその離職後に、若しくは当該中

期目標管理法人役職員であった者を、当該密接関係法人等の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 基礎研究、福祉に関する業務その他の円滑な再就職に特に配慮を要する業務として政令で定めるものに從事し、若しくは従事していた他の中期目標管理法人役職員又はこれらの業務に従事していた中期目標管理法人役職員であつた者を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行う場合
- 二 退職手当通算予定役員を退職手当通算法人等の地位に就かせることを目的として行う場合
- 三 大学その他の教育研究機関の研者であった者であつて任期（十年以内に限る。）を定めて専ら研究に従事する職員として採用された他の中期目標管理法人役員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行う場合
- 四 第三十二条第一項の評価（同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を除く。）の結果に基づき中期目標管理

法人の業務の縮小又は内部組織の合理化が行われることにより、当該中期目標管理法人の組織の意思決定の権限を実質的に有しない地位として主務大臣が指定したもの以外の地位に就いたことがない他の中期目標管理法人役職員が離職を余儀なくされることが見込まれる場合において、当該他の中期目標管理法人役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行うとき。

五 第三十五条第一項の規定による措置であつて政令で定める人数以上の中期目標管理法人役職員が離職を余儀なくされることが見込まれるものを行うため、当該中期目標管理法人の認定を受けている場合において、当該計画における離職後の就職の援助のため、当該計画における離職後の就職役員の離職後の就職の援助のための措置に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けている場合において、当該計画における離職後の就職の援助の対象者である他の中期目標管理法人役職員を密接関係法人等の地位に就かせることを目的として行うとき。

前二項の「密接関係法人等」とは、
営利企業等（商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項において「営利企業」という。）及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行人及び

う。以下同じ。）のうち、資本関係、取引関係等において当該中期目標管理法人と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいう。

4 第二項第二号の「退職手当通算法人等」とは、営利企業等での業務が中期目標管理法人の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち総務大臣が定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程における給付を含む。）に関する規程において、中期目標管理法人役職員が当該中期目標管理法人の長の要請に応じ、引き続いて当該営利企業等の役員又は当該営利企業等に使用される者となつた場合に、中期目標管理法人役職員としての勤続期間を当該営利企業等の役員又は当該営利企業等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている営利企業等に限る。）をいう。

5 第二項第二号の「退職手当通算予定役職員」とは、中期目標管理法人の長の要請に応じ、引き続いて退職手当通算法人等（前項に規定する退職手当通算法人等をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人等に使用される者となるため退職することとなる中期目標管理法人役職員であつて、当該退職手当通算法人等をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人等に使用される者となるため退職することとなる中期目標管理法人役職員であつて、当該中期目標管理法人の役員又は職員は、この法律、個別法若しくは他の法令若しくは当該中期目標管理法人が定める業務方法書、第四十九条に規定する規程その他の規則に違反する職務上の行為（以下「法令等違反行為」という。）をすること若しくはしたこと又は当該中期目標管理法人の他の役員若しくは職員に法令等違反行為をさせること若しくはさせたことに関し、営利企業等に対し、当該中期目標管理法人の他の役員若しくは職員をその離職後に、又は当該中期目標管理法人の役員若しくは職員であった者を、当該営利企業等の地位に就かせることを要求し、又は依頼してはならない。

6 職手当通算法人等に在職した後、特別の事情がない限り引き続いて採用が予定されている者のうち政令で定めるものをいう。

第一項の規定によるものほか、中期目標管理法人の役員又は職員は、この法律、個別法若しくは他の法令若しくは当該中期目標管理法人が定める業務方法書、第四十九条に規定する規程その他の規則に違反する職務上の行為（以下「法令等違反行為」という。）をすること若しくはしたこと又は当該中期目標管理法人の他の役員若しくは職員に法令等違反行為をさせること若しくはさせたことに関し、営利企業等に対し、当該中期目標管理法人の他の役員若しくは職員をその離職後に、又は当該中期目標管理法人の役員若しくは職員であった者を、当該営利企業等の地位に就かせることを要求し、又は依頼してはならない。

（法令等違反行為に関する在職中の求職の規制）

第五十条の五 中期目標管理法人の役員又は職員は、法令等違反行為をすること若しくはしたこと又は中期目標管理法人の他の役員若しくは職員に法令等違反行為をさせることが、當該中期目標管理法人の役員若しくは職員であることを要求し、又は依頼してはならない。

第五十条の五 中期目標管理法人の役員又は職員は、法令等違反行為をすることが、當該中期目標管理法人の他の役員若しくは職員に法令等違反行為をさせることが、當該中期目標管理法人の役員若しくは職員であることを要求し、又は依頼してはならない。

後に当該営利企業等の地位に就くことを要求し、又は約束してはならない。

(再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出)

第五十条の六

中期目標管理法人の役員又は職員は、次に掲げる要求又は依頼を受けたときは、政令で定めるところにより、当該中期目標管理法人の長にその旨を届け出なければならない。
一 中期目標管理法人役職員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者（以下この条において「再就職者」という。）が、離職後二年を経過するまでの間に、離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものに属する役員又は職員に対して行う、当該中期目標管理法人と当該営利企業等との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約又は当該営利企業等に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（当該中期目標管理法人の業務に係るものに限る。次号において「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関する法令等違反行為の要求又は依頼

第二十六条 機構に係る通則法第五十条の六第二号の主務省令で定める管理又は監督の地位は、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして農林水産大臣が定めるものとする。

二 前号に掲げるもののほか、再就職者のうち、当該中期目標管理法人の役員又は管理若しくは監督の地位として主務省令で定めるものに就いていた者が、離職後二年を経過するまでの間に、当該中期目標管理法人の役員又は職員に対して行う、契約等事務に関する法令等違反行為の要求又は依頼

三 前二号に掲げるもののほか、再就職者が行う、当該中期目標管理法人と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）との間の契約であつて当該中期目標管理法人においてその締結について自らが決定したもの又は当該中期目標管理法人による当該営利企業等に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに関する法令等違反行為の要求又は依頼

(中期目標管理法人の長への届出)

第五十条の七

中期目標管理法人役職員（第五十条の四第五項に規定する退職手当通算予定役職員を除く。）は離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、政令で定めることにより、中期目標管理法人の長に政令で定める事項を届け出なければならぬ。

第二十五条 機構に係る通則法第五十条の六第一号の主務省令で定める内部組織は、現に存する理事長の直近下位の内部組織として農林水産大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であつて再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2 直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）として農林水産大臣が定めるものであつて再就職者が離職前五年間に在職していたものが行つていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあつては他の現内部組織）が行つている場合は、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

(管理又は監督の地位)

ればならない。

2 前項の規定による届出を受けた中期目標管理法人の長は、当該中期目標管理法人の業務の公正性を確保する観点から、当該届出を行った中期目標管理法人役員の職務が適正に行われるよう、人事管理上の措置を講ずるものとする。

(中期目標管理法人の長がとるべき措置等)

第五十条の八 中期目標管理法人の長は、当該中期目標管理法人の役員又は職員が第五十条の四から前条までの規定に違反する行為をしたと認めるときは、当該役員又は職員に対する監督上の措置及び当該中期目標管理法人における當該規定の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 第五十条の六の規定による届出を受けた中期目標管理法人の長は、当該届出に係る要求又は依頼の事実があると認めるときは、当該要求又は依頼に係る法令等違反行為を確實に抑止するため必要な措置を講じなければならない。

3 中期目標管理法人の長は、毎年度、

第五十条の六の規定による届出及び前二項の措置の内容を取りまとめ、政令で定めるところにより、主務大臣に報

告しなければならない。

(政令への委任)

第五十条の九 第五十条の四から前条までの規定の実施に關し必要な手続は、政令で定める。

(職員の給与等)

第五十条の十 中期目標管理法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

2 中期目標管理法人は、その職員の給与等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与等の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該中期目標管理法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して定められなければならない。

第五十条の十一から第六十条【略】

第六章 雜則
(報告及び検査)
第六十四条 主務大臣は、この法律を施

行するため必要があると認めるときは、
独立行政法人に対し、その業務並びに
資産及び債務の状況に關し報告をさせ、
又はその職員に、独立行政法人の事務

所に立ち入り、業務の状況若しくは帳
簿、書類その他の必要な物件を検査さ
せることができる。

- 2 前項の規定により職員が立入検査を
する場合には、その身分を示す証明書
を携帶し、関係人にこれを提示しなけ
ればならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限
は、犯罪捜査のために認められたもの
と解してはならない。

(解散)

第六十六条 独立行政法人の解散につい
ては、別に法律で定める。

(財務大臣との協議)

- 第六十七条** 主務大臣は、次の場合には、
財務大臣に協議しなければならない。
一 第二十九条第一項の規定により中
期目標を定め、又は変更しようとする
とき。
二 第三十五条の四第一項の規定によ
り中長期目標を定め、又は変更しよう
とするとき。
三 第三十五条の九第一項の規定によ
り年度目標を定め、又は変更しよう
とするとき。

(財務大臣との協議)

- 第十八条** 農林水産大臣は、次の場合に
は、財務大臣に協議しなければならな
い。
一 第十条第二号又は第四号の農林水
産省令を定めようとするとき。
二 第十二条第二項又は第十三条第一
項の承認をしようとするとき。
三 第十四条又は第十六条の認可をし
ようとするとき。

とするとき。
四 第三十条第一項、第三十五条の五
第一項、第三十五条の十第一項、第
四十五条第一項ただし書若しくは第
二項ただし書又は第四十八条の規定
による認可をしようとするとき。

五 第四十四条第三項の規定による承
認をしようとするとき。
六 第四十六条の二第一項、第二項若
しくは第三項ただし書又は第四十六
条の三第一項の規定による認可をし
ようとするとき。

七 第四十七条第一号又は第二号の規
定による指定をしようとするとき。

(主務大臣等)

第六十八条 この法律における主務大臣、
主務省及び主務省令は、個別法で定め
る。

(主務大臣等)

第十九条 機構に係る通則法における主
務大臣、主務省及び主務省令は、それ
ぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農
林水産省令とする。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十条 国家公務員宿舎法(昭和二十
四年法律第百十七号)の規定は、機
構の役員及び職員には、適用しない。

第七十条 第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

- 2 独立行政法人の子会社の役員が第十
九条第七項又は第三十九条第三項の規
定による調査を妨げたときは、二十万
円以下の過料に処する。
- 八 第三十八条第三項の規定に違反し
て財務諸表、事業報告書、決算報告
書又は監査報告書を備え置かず、又は
閲覧に供しなかつたとき。
- 九 第四十七条の規定に違反して業務
上の余裕金を運用したとき。
- 十 第五十条の八第三項（第五十条の
十一において準用する場合を含む。）
又は第六十条第一項の規定による報
告をせず、又は虚偽の報告をしたと
き。
- 六 第三十条第三項、第三十二条第六
項、第三十五条の三（第三十五条の
八において準用する場合を含む。）
- 七 第三十二条の二項、第三十五条的
六第三項若しくは第四項又は第三十
五条の十一第三項若しくは第四項の
規定による報告書の提出をせず、又
は報告書に記載すべき事項を記載せ
ず、若しくは虚偽の記載をして事業
報告書を出したとき。
- 八 第三十八条第三項の規定に違反し
て財務諸表、事業報告書、決算報告
書又は監査報告書を備え置かず、又は
閲覧に供しなかつたとき。
- 九 第四十七条の規定に違反して業務
上の余裕金を運用したとき。
- 十 第五十条の八第三項（第五十条の
十一において準用する場合を含む。）
又は第六十条第一項の規定による報
告をせず、又は虚偽の報告をしたと
き。
- 六 第三十条第三項、第三十二条第六
項、第三十五条の三（第三十五条の
八において準用する場合を含む。）
- 七 第三十二条の二項、第三十五条的
六第三項若しくは第四項又は第三十
五条の十一第三項若しくは第四項の
規定による報告書の提出をせず、又
は報告書に記載すべき事項を記載せ
ず、若しくは虚偽の記載をして事業
報告書を出したとき。
- 八 第三十八条第三項の規定に違反し
て財務諸表、事業報告書、決算報告
書又は監査報告書を備え置かず、又は
閲覧に供しなかつたとき。
- 九 第四十七条の規定に違反して業務
上の余裕金を運用したとき。
- 十 第五十条の八第三項（第五十条の
十一において準用する場合を含む。）
又は第六十条第一項の規定による報
告をせず、又は虚偽の報告をしたと
き。
- 六 第三十条第三項、第三十二条第六
項、第三十五条の三（第三十五条の
八において準用する場合を含む。）
- 七 第三十二条の二項、第三十五条的
六第三項若しくは第四項又は第三十
五条の十一第三項若しくは第四項の
規定による報告書の提出をせず、又
は報告書に記載すべき事項を記載せ
ず、若しくは虚偽の記載をして事業
報告書を出したとき。
- 八 第三十八条第三項の規定に違反し
て財務諸表、事業報告書、決算報告
書又は監査報告書を備え置かず、又は
閲覧に供しなかつたとき。
- 九 第四十七条の規定に違反して業務
上の余裕金を運用したとき。
- 十 第五十条の八第三項（第五十条の
十一において準用する場合を含む。）
又は第六十条第一項の規定による報
告をせず、又は虚偽の報告をしたと
き。

- 第七十一条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。
- 一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 この法律の規定により主務大臣又は内閣総理大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
- 五 第十九条第五項若しくは第六項又は第三十九条第三項の規定による調査を妨げたとき。
- 六 第十九条第五項若しくは第六項又は第三十九条第三項の規定による調査を妨げたとき。
- 七 第三十二条の二項、第三十五条的
六第三項若しくは第四項又は第三十
五条の十一第三項若しくは第四項の
規定による報告書の提出をせず、又
は報告書に記載すべき事項を記載せ
ず、若しくは虚偽の記載をして事業
報告書を出したとき。
- 八 第三十八条第三項の規定に違反し
て財務諸表、事業報告書、決算報告
書又は監査報告書を備え置かず、又は
閲覧に供しなかつたとき。
- 九 第四十七条の規定に違反して業務
上の余裕金を運用したとき。
- 十 第五十条の八第三項（第五十条の
十一において準用する場合を含む。）
又は第六十条第一項の規定による報
告をせず、又は虚偽の報告をしたと
き。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により農林水産大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第十条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

第七十二条 第十条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則
【略】

附 則
【略】

附 則
【略】